

令和 8 年度都市下水路整備事業 白羽都市下水路外点検調査業務委託
特記仕様書 (案)

(適用)

第 1 条 この特記仕様書は、浜松市（以下「委託者」という。）が実施する「令和 8 年度都市下水路整備事業 白羽都市下水路外点検調査業務委託」（以下「本業務」という。）に関する特記事項を示すものである。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、本市で管理する都市下水路の暗渠部（管径 800mm 以上）及び開渠部の点検調査を行い、構造物の健全度を診断・評価することを目的とする。

(業務範囲)

第 3 条 本業務の点検調査の範囲は、都市下水路の暗渠部と開渠部を対象とする。ただし、建物や機械電気施設は除く。（位置図及び数量表参照）

(業務内容)

第 4 条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

1 計画準備

点検調査に必要な資料収集や業務計画書等の作成や現地踏査等を行う。

(1) 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より、業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

(2) 資料収集整理

業務計画書及び実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

(3) 現地踏査

点検調査に先立ち現地踏査を行い、立地環境や点検方法等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

2 点検調査および巡視

都市下水路の暗渠部は、点検調査として近接目視（必要に応じて打音検査や触診等）を基本とする。

また、都市下水路の開渠部は巡視として、地上から目視可能な範囲の水路の損傷状況、堆積物の有無及び流下状況等の状態を把握し、報告すること。

点検調査で作成する損傷図は、補修数量が把握できる内容とすること。なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を確認した場合には、速やかに監督員に報告する。

(点検調査の内容)

- ・ 現地測定を行い台帳等との差異を確認する。断面測定間隔は水路断面の変化点とする。
- ・ 近接目視により水路構造物の損傷及び変形等の有無を確認し、損傷状況がわかるように遠景・近景等で写真撮影を行う。
- ・ ひび割れ（クラック）の有無を確認した場合、クラック幅およびクラック長を測定する。
- ・ コンクリート表面の剥離、浮き、漏水、錆汁及び遊離石灰の有無等について確認をする。

- ・土砂および木根の進入があるか確認する。土砂については堆積土量を計測する。
- ・目視点検において、異常箇所が確認された場合は打音や触診等を行い、その原因も調査・推定し、詳細調査が必要と判断された場合はその旨も報告する。
- ・対象路線全体の現況断面確保（堆積土や構造物の変状等）に伴う現地確認を行う。
- ・付属物等については、取付状態を確認する。
- ・管理孔の点検調査は、斜壁や直壁、調整リング等の立上げ壁の異常の有無を確認する。また、足掛金物（ステップ）の有無及び損傷を確認し、状態がわかる様に地上と暗渠内部から写真撮影を行う。
- ・数量把握や補修工法の検討に詳細調査が必要な場合は、その調査方法について提案する。
- ・点検調査中、直ちに対策が必要と判断される損傷を確認した場合は、速やかに監督員に報告する。また、軽微な損傷については、調査時に錆の除去や防錆スプレーの塗布などの応急処置を行うこと。ただし、調査工程に大幅な遅れが生じる場合については発注者と協議し定めるものとする。

3 健全性の診断及び評価

浜松市都市下水路点検要領（案）および第8条「関係法令及び基準図書等」を参考に、総合的な診断及び評価を行う。詳細の点検調査が不必要な簡易な損傷の場合は、補修工法案も併せて記載する。

補修工法の提案に当たっては、工法選定に使用した基準や概算事業費を整理すること。

4 報告書等作成

（1）報告書の作成

点検調査の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

（2）定期点検記録様式の作成

点検調査および健全性の診断をもとに、定期点検記録様式を作成し記録するものとする。

また、必要に応じて管理者が保有する台帳等の記載事項を修正し、提出すること。

（3）変状があった箇所は、損傷の状態等をわかりやすく別途詳細にとりまとめること。

（4）上記（2）の定期点検記録様式および（3）は、令和9年2月末までに報告すること。

5 打合せ協議

打合せは、着手時、中間時（1回）、業務完了時の計3回を予定する。なお、打合せ回数は検討状況を踏まえて適宜変更する。

（担当技術者等）

第5条 受注者は本業務実施にあたり、担当技術者・管理技術者として各1名を定め発注者へ通知すること。また、管理技術者は以下のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。

- 1 技術士（総合技術管理部門）
- 2 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 3 技術士（下水道部門：下水道）
- 4 RCCM（鋼構造及びコンクリート）
- 5 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づき、下水道管路施設に登録された資格

（成果品）

第6条 成果品は、次に示すとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 報告書 | 2部(正1、副1) |
| (2) 電子データ(CD-R) | 2部(正1、副1) |

(貸与資料)

第7条 本業務における貸与資料は以下のとおりとする。

- ・都市下水路台帳及び調書

(関係法令及び基準図書等)

第8条 本特記仕様書に定めない事項については、浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書及び次の関係法令等に基づき実施する。

- ・浜松市都市下水路点検要領(案)
- ・下水道法、下水道法施工令、下水道法施工規則
- ・下水道維持管理指針 マネジメント編 2014
- ・下水道維持管理指針 実務編 2014
- ・下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)
- ・コンクリート標準示方書 維持管理編
- ・その他、ガイドライン及び計画等

(安全管理)

第9条 受注者は点検調査時において、以下の安全管理に関する項目について厳守しなければならない。

- ・点検調査に際しては現場責任者を選任し、作業員および不特定第三者の安全を確保する。
- ・現場責任者は安全管理計画を作成し、作業員へ安全管理教育を行い作業時の安全を確保する。
- ・点検調査日は事前に降雨状況を確認し、水量増加等に配慮し安全確保に努める。
- ・点検調査に際しては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に内部の酸素濃度及び硫化水素を測定し測定結果を記録する。また、作業中は酸素濃度測定器等を常に携帯して酸素濃度等の監視を常に行う。
- ・エンジン動力の機器を持ち込まない事とする。やむを得ず持ち込む場合は監督員の許可を得たうえで十分な換気を行いながら作業を行う事とする。
- ・道路規制が必要な場合は、道路交通法の規定による書類を作成し交通管理者と協議を行い、必要に応じて交通誘導員を配置しなければならない。

(その他)

第10条 本業務に定めない事項及び業務実施中に疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と書面で協議を行い、決定すること。